

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「教育環境課」を「施設計画課
施設整備課」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（全ての職員の職責）

第6条の2 職員は、次条に定める分掌事務及び担当事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

第7条第1項の表以外の部分中「教育環境課」を「施設計画課、施設整備課」に改め、同表教育総務課の部経理系の項第3号中「借入れ」を「借受け」に改め、同表学校健康推進課の部学校給食系の項に次の1号を加える。

(6) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

第7条第1項の表学校健康推進課の部公会計担当係長の項を削り、同表教育環境課の部中「教育環境課」を「施設計画課」に改め、同部教育環境担当係長の項中「教育環境担当係長」を「施設計画担当係長」に改め、同項第2号中「施設台帳の総括」を「学校教育施設に係る計画及び整備方針等」に改め、同項第3号中「用地取得」の次に「及び財産処理等」を加え、同項第4号中「義務教育施設整備基金」を「義務教育施設整備基金等」に改め、同項第5号中「学校教育施設の建設及び維持管理」を「施設計画課及び施設整備課間の連絡調整」に改め、同項中第6号から第9号までを削り、同部の次に次のように加える。

施設整備課

施設整備担当係長

- (1) 施設台帳の総括に関すること。
- (2) 学校教育施設の建設及び維持管理に関すること。
- (3) 学校教育施設の増改築及び改修等に関すること。
- (4) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関すること。
- (5) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関すること。
- (6) 工事検査に関すること。

第7条第2項の表学校職員課の部職員系の項中第7号及び第8号を削り、第9号を

第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同表教育指導課の部人事係の項第1号中「幼稚園教職員、学校栄養職員」を「学校栄養職員」に改め、同項第2号中「（幼稚園に係る者を除く。）」を削り、同項第3号中「幼稚園教職員、学校栄養職員」を「学校栄養職員」に改め、同項第4号中「幼稚園教職員」を「学校栄養職員及び事務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。